

居 宅 介 護 支 援
重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 麗峰会
居宅介護支援事業所いえしま

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業の目的

介護保険法の理念に基づき、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

2. 事業者の概要

- (1) 名称・法人種別 社会福祉法人 麗峰会
- (2) 代表者役職・氏名 理事長 中 真 靖
- (3) 法人所在地 沖縄県那覇市辻2丁目27番地1号
- (4) 電話番号 098-866-7200
- (5) 設立年月日 昭和63年 3月18日

3. 居宅介護支援事業所いえしまの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

所 在 地	沖縄県国頭郡伊江村字東江前2303-1
介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業（沖縄県4771900018号・H11年9月13日指定）
サービスを提供する対象地域	伊江村内

(2) 職員体制

職 種	員 数	業 務 内 容
管 理 者	1人（介護支援専門員兼務）	事業所の業務を統括します。
介護支援専門員	介護支援専門員 1人 （常勤兼務1人）	居宅サービス計画作成等の居宅サービスご利用に係る連絡調整その他必要な業務の提供を行います。
事 務 職 員	併設介護老人福祉施設が対応	事業に必要な事務及び職員の補助的業務を行います。

(3) 営業日及び営業時間

営 業 日：月～金

（国民の祝日に関する法律に規定する日、12月31日～1月2日及び1月3日、6月23日を除く）

営 業 時 間：8時30分～17時30分

（但し、併設の指定介護老人福祉施設等との連携により、電話等で24時間連絡が可能な体制とします。）

4. サービス内容

(1) 居宅サービス計画（ケアプランの作成）

ご利用者の心身状況やその環境、ご利用者本人の希望、ご利用者の状況等に基づくご家族の希望等により居宅サービス計画を作成します。

(2) 申請手続き代行

- ア. 要介護認定のための申請手続きの代行を行います。
- イ. 居宅サービス計画作成依頼書の提出を代行します。

(3) 連絡調整

居宅サービス計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

(4) 居宅サービス計画作成後の居宅サービス計画の変更及び便宜の供与

居宅サービス計画作成後も居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整、その他の便宜の供与を行います。

(5) 施設等の紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となった場合等は、ご希望に応じて介護保険施設等の紹介その他の便宜を図ります。

5. 居宅介護支援の利用申込から介護サービス提供までの主な流れ

(1) ご利用者から事業所へ居宅介護支援の利用を申し込みします。

(2) 事業所の介護支援専門員がご利用者のお宅へ訪問します。ご利用者の心身状態やその環境等を調査し、可能な限り自立した日常生活が営むことができるように解決すべき課題を把握・分析します。課題分析の方式は、居宅サービス計画ガイドライン（全国社会福祉協議会 監修）により行います。また居宅介護支援の重要事項の説明や契約を行います。

(3) 介護保険サービスの紹介を行います。またご利用者やそのご家族の方が、どのような介護サービスをどの程度の頻度で利用したいのか希望をお伺いします。併せて介護サービス利用料金をお見積りします。

(4) 解決すべき課題やご利用者やそのご家族の希望を考慮し、また必要に応じて、主治医に意見をお尋ねしたり、居宅サービス担当者会議で連絡調整をするなどして、ご利用者に適した「居宅サービス計画書」(1、2表)、「週間計画表」(3表)、1ヶ月単位の介護サービスの計画である「サービス利用票（居宅サービス計画）」を作成します。

また介護サービスを利用された際にご利用者が負担することとなる利用料の内訳を記載した「サービス利用票別表」を作成しますので併せてご確認の上、ご了解をいただきます。

(5) 「サービス利用票（居宅サービス計画）」に基づき、介護サービスが計画的に提供されます。

(6) 介護サービス提供後も介護支援専門員が継続的に利用者の心身の状態や介護サービスの実施状況を把握します。

(7) ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、ご利用者の合意をもって変更します。

6. 料金

(1) 居宅介護支援費

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて、下記の料金をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明を発行いたします。このサービス提供証明を後日市町村の介護保険課窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費月額 (特別地域加算含む)	要介護1・2	要介護3・4・5
	10,860円 (12,490円)	14,110円 (16,230円)

- ①初期加算：新規で居宅サービス計画を作成、または、要支援の利用者が、要介護認定を受けた場合、もしくは要介護状態が2区分以上変更された場合に、居宅サービス計画を作成するときに算定
1月に1回まで 300単位 (3,000円)
- ②入院時情報連携加算：ご利用者が病院等へ入院した場合に心身状況や生活環境等必要な情報を提供した場合に算定
- (I) ご利用者が病院又は診療所に入院したその日のうちに、介護支援専門員が病院または診療所の職員に対して必要な情報を提供した場合
1回250単位 (2,500円) 1月に1回まで
- (II) ご利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日または翌々日以内に、介護支援専門員が病院または診療所の職員に対して必要な情報を提供した場合
1回200単位 (2,000円) 1月に1回まで
- ③退院・退所加算：ご利用者の退院・退所に際し、医療機関や介護保険施設等からの情報をもとにケアプランを作成し、関係機関と連絡調整をした場合に算定
- (I) イ 病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること 1回に限り450単位 (4,500円)
- (I) ロ 病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること 1回に限り600単位 (6,000円)
- (II) イ 病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていること 1回に限り600単位 (6,000円)
- (II) ロ 病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること1回に限り750単位 (7,500円)
- (III) 病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること 1回に限り900単位 (9,000円)
- ④通院時情報連携加算：利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から必要な情報を受けた上で、ケアプラン等に記録した場合に算定
1回50単位 (500円) 1月に1回まで
- ⑤緊急時等居宅カンファレンス加算：病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問してカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った時に算定
1回200単位 (2,000円) 1月に2回まで
- ⑥ターミナルケアマネジメント加算：終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を確認・把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内2日

以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況などを記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービスに提供した場合に算定1回限り400単位(4,000円)

(2) 交通費

通常の実施地域以外の地区にお住まいの方が、ご希望により当事業所のサービスを利用される場合等において、通常地域以外の居宅訪問や事業所等訪問が生じる際には、事前にご相談の上、交通費等に係る実費をご負担いただきます。尚、車両を使用した場合の交通費は、次の額とします。

ア、伊江村内の場合、無料。

イ、伊江村外で、本部港から片道おおむね5km未満の場合、フェリー等車両輸送代の実費

ウ、伊江村外で、本部港から片道おおむね5km以上の場合、フェリー等車両輸送代の実費及び5kmにつき150円。

7. お支払い方法

(1) 毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、請求月の末日までにお支払い下さい。

(2) お支払い方法は、窓口現金払い、口座振込のいずれかにてお支払いできますので、ご契約の際にご指定下さい。

8. 当事業所のサービス特徴等

(1) 運営の方針

①ご利用が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。

②ご利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、ご利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

③老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき、ご利用者の人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。

(2) 事業所の義務

①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保や、プライバシーの保護に配慮いたします。

②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご利用者から聴取、確認させていただきます。

③ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他の緊急時の場合には、速やかにご家族等の緊急連絡先、主治医へ連絡を行うなど、必要な措置を講じます。

④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者または代理人の請求に応じて閲覧や複写物を交付いたします。

⑤当事業所及び職員は、サービスを提供するにあたって知り得たお客様またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩いたしません。ただし、お客様に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、サービス担当者会議など、他の介護支援事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる方の事

前の同意を文書により得た上で、お客様またはご家族等の個人情報を用いることができるものとします。

(3) 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者はご利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、ご利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことをご利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- ①ご利用者の不足の入院等に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険者証またはお薬手帳等に、当事業者名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ②また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

(4) ご利用者自身によるサービスの選択と同意

- ①ご利用者自身がサービスを選択する事を基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正にご利用者または家族に対して提供するものとします。
 - ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめご利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることが出来ること、ご利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事ができます。
 - ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、ご利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
 - ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の招集や、やむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、ご利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- ②末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、ご利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、ご利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、ご利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

(5) サービスご利用にあたっての留意事項

- ①サービス提供を行う介護支援専門員
サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。
- ②介護支援専門員の交替
 - ア. 事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。
 - イ. ご利用者から介護支援専門員の指名は原則としてできませんが、業務上不適当であることが認められる場合には、希望に応じて介護支援専門員を交替することができます。

(6) 他機関との各種会議等

- ①利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者に

おける個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。

②利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

(7) 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(8) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めます。

①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）をおおむね6月に1回以上開催し、その結果を介護支援専門員に周知徹底します。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(9) 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。

②事業所における虐待防止のための指針を整備します。

③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。

④虐待防止の措置を講ずるための担当(管理者)を置きます。

(10) 身体拘束の廃止

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

9. 事故発生時の対応

(1) ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供において事故が発生した場合には、速やかに市町村及び沖縄県介護保険広域連合とご利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(2) 当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。但し、その発生について、ご利用者に故意又は過失がある場合等は、事業者の損害賠償責任を減じる事があります。

10. サービス内容に関する相談・苦情

①当事業所ご利用相談・苦情担当

サービス担当窓口（担当者）： 介護支援専門員（管理者） 古 堅 千 春

電話：0980-49-5503

受付時間：月～金曜日（祝祭日等を除く） 8時30分～17時30分

②円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者およびサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

③苦情への処理体制

当法人苦情対応マニュアルに基づき、苦情についての受付書・報告書を作成し、必要に応じて関係機関へ報告の上、対応方法等について検討・処理します。

④その他

当事業所以外に、下記での相談・苦情窓口でも受け付けております。

受付機関	所在地	電話番号
伊江村役場住民課	伊江村字東江前38	0980-49-2002
沖縄県介護保険広域連合	中頭郡読谷村字比謝砦55 比謝砦複合施設2階	098-911-7502
沖縄県国民健康保険団体連合会 国保連介護サービス苦情処理 相談窓口	那覇市西3-14-18	098-860-9026
沖縄県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	那覇市首里石嶺町4-373-1	098-882-5704

○特定事業所加算について

算定要件	加算 (Ⅲ) (100単位)	加算 (Ⅲ) (100単位)	加算 (Ⅲ) (100単位)	加算 (A) (100単位)
① 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名以上配置していること	/	○	○	○
② 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を2名以上配置していること	○	/	/	/
③ 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること	○	○	/	/
④ 常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること	/	/	○	/
⑤ 常勤かつ専従の介護支援専門員を1名以上、専従の介護支援専門員を常勤換算で1名以上配置していること（非常勤は他事業所との兼務可）	/	/	/	○
⑥ 利用者に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的開催すること	○	○	○	○
⑦ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑧ 算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3～要介護5である者が4割以上であること	○	×	×	×
⑨ 介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑩ 地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
⑪ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
⑫ 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
⑬ 介護支援専門員1人あたりの利用者の平均件数が40名未満（居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は45名未満であること）	○	○	○	○
⑭ 介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑮ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修回答実施していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑯ 必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

特定事業所医療介護連携加算 125 単位

算定要件	
①	全前年度の3月から前年度の2月までの間、退院対処加算の算定における病院及び介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上であること
②	全前年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定していること
③	特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定していること

○加算について

初回加算	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合	300単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	介護支援専門員が入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 ※入院日以前の情報提供を含む。 ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日のを含む。	250単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	介護支援専門員が入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 ※営業時間終了後にした場合にあって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。	200単位
退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること	450単位
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること	600単位
退院・退所加算（Ⅱ）イ	病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていること	600単位
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けておりうち1回以上はカンファレンスによること	750単位
退院・退所加算（Ⅲ）	病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受け、うち1回以上はカンファレンスによること	900単位

通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から必要な情報を受けた上で、ケアプラン等に記録した場合に算定	50単位
緊急時 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問してカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った時に算定	200単位
ターミナル ケアマネジメント加算	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を確認・把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況などを記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービスに提供した場合に算定	400単位

別紙 1

当事業所のケアプランの訪問看護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	26%
通所介護	51%
地域密着型通所介護	23%
福祉用具貸与	78%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	伊江村社協ホームヘルプセンター 60%	ココいーじま 21%
通所介護	デイサービスセンターいえしま 91%	リハビリセンター昴 13%
地域密着型通所介護	リハビリ特化型デイサービスプロテック 100%	事業所 %
福祉用具貸与	サトウ株式会社名護営業所 76%	有限会社いやしの郷 20%

令和7年9月